



平成 30 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 シルバーライフ
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 貴久
(コード番号: 9262 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管理部経営企画課長 片寄達哉
(TEL. 03-6300-5629)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 12 日の取締役会で、株式の分割及び定款の一部変更を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 30 年 4 月 30 日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 30 年 4 月 27 日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 2,610,700 株
今回の分割により増加する株式数	: 2,610,700 株
株式分割後の発行済株式総数	: 5,221,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	: 16,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、平成 30 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 分割の日程

基準日公告日	: 平成 30 年 4 月 12 日（木曜日）
基準日	: 平成 30 年 4 月 30 日（月曜日） (実質上、平成 30 年 4 月 27 日（金曜日）)
効力発生日	: 平成 30 年 5 月 1 日（火曜日）

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年5月1日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 800万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 1,600万株とする。

5. 新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権1株あたりの行使価額を、平成30年5月1日以降、以下のとおりに調整いたします。

新株予約権の名称 (決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権 (平成27年5月20日)	165円	83円
第2回新株予約権 (平成28年2月15日)	495円	248円
第3回新株予約権 (平成28年10月28日)	1,295円	648円

6. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

以上